

○地区住民説明会で参加者の皆さまからいただいた主なご質問、ご意見及び市の回答、考え方 別紙2

目 次

1. 避難先について	2
2. 避難手段について	4
(1) 自家用車避難について	
(2) バス避難について	
(3) 交通渋滞への対応について	
(4) その他	
3. 学校・要配慮者の対応について	9
(1) 学校における対応について	
(2) 要配慮者への対応について	
4. 避難などの対応について	11
(1) 複合災害の対応について	
(2) 防護措置を行う区域の設定などについて	
(3) 風向きの影響について	
(4) 安定ヨウ素剤について	
5. 市の災害対応について	17
(1) 市の災害体制について	
(2) 事故発生後の住民への情報提供について	
6. その他の質問について	20

## 1. 避難先について

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
◆避難先はどのように決められたのか。	<p>◇島根県が定めた広域避難計画により、松江市の避難先は島根県中西部、岡山県西部、広島県東部の29自治体が割り当てられています。</p> <p>◇市としては、避難先において現在の地域コミュニティが維持できることが重要と考え、できりだけ同じ地区（公民館・支所）単位で同じ自治体を避難先としています。</p> <p>◇地区の人口や避難先自治体の規模等により、やむを得ず複数の自治体が避難先となる地区の場合も、隣接した自治体が避難先となるようにしています。</p> <p>◇また、各地区の発電所からの距離、人口や、避難する方向、交通条件、受入れ自治体の規模等を総合的に考慮して避難先を決めています。 <b>《本編 2-1, 2-29 参照》</b></p>
◆市が定めた避難先に必ず避難しないといけないのか。別の自治体に親戚・知人宅がある場合、そこへ避難してはいけないのか。	<p>◇ご質問のような場合は、親戚・知人宅へ避難されてもよいですが、自家用車で避難される場合には渋滞緩和のため、30km圏外へ出るまでは、地区ごとの避難経路を使用させていただきます。</p> <p>◇避難後は住民の安否確認が必要であり、自主的に別のところへ避難された方は、避難後に必ず、市が広報する連絡先に避難先と避難者を連絡していただきますようお願いいたします。 <b>《本編 2-15 参照》</b></p>
◆親戚・知人宅へ避難する人を事前に把握しないのか。	<p>◇その時の状況により、行動は変わるとお思いますので、事前に把握することは考えていません。</p>
◆避難先の収容人数に余裕はあるのか。	<p>◇避難先には全住民数に少し余裕を持って避難所を用意していただいています。 <b>《本編 2-35 参照》</b></p>

<p>◆複数の自治体に避難する地区において、各町別に避難先が分けられているが、自治会が町をまたいで構成されており、各町の避難先が異なる場合はどちらへ行けばよいか。</p>	<p>◇まずは、町の避難先へ一旦避難し、落ち着いたら自治会ごとにまとまっていくことを想定していますが、各地域で話し合っただき、初めから自治会の避難先へ行かれても問題ありません。</p>
<p>◆避難指示が出る前に避難しても、避難先自治体は受入れてくれるのか。</p>	<p>◇避難先自治体においては、事故が発生した段階から受け入れの準備等は開始されますが、実際の受け入れは、避難指示が出た後からになります。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 3-17 参照》</b></p>
<p>◆避難先となる自治体は、受入計画を策定しているのか。避難計画と受入計画はセットではないのか。</p>	<p>◇本市の避難計画において、避難先自治体と島根県、松江市との連絡体制、避難経路所及び避難所における受入体制について、基本となるルールを示し、全ての避難先自治体へ説明済みです。</p> <p>◇避難所の運営や避難者支援などについては、避難先自治体の実情に応じた対応を行っていただく必要もありますので、今後、具体的な受入計画を協力して策定していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 3-17 参照》</b></p>
<p>◆岡山県、広島県は遠いが、鳥取県は避難先にならないのか。</p>	<p>◇鳥取県も境港市、米子市が避難対象地区であり、鳥取県も両市住民の避難対応を行う必要があるため、あらかじめ本市の避難先としては定めていません。</p> <p>◇なお、鳥取県も複数の自治体合計で1万5千人程度受入が可能であり、現在定めている避難先が災害等で受け入れができない場合の予備避難先としています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-4 参照》</b></p>

## 2. 避難手段について

### (1) 自家用車避難について

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
<p>◆避難経路は計画に定められた経路しか通ってはいけないのか。</p>	<p>◇避難経路は警察とも協議した上で、できるだけ市内全体の渋滞緩和が図れるように、警察官による誘導體制と併せて設定しています。また、地震など複合災害が起きても損傷が少ない高規格道路を選定しており、基本的にはこの経路を利用させていただきます。</p> <p>◇道路に被害がなく、渋滞の状況によっては、別の道路を通行されることを禁止するものではありません。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-15 参照》</b></p>
<p>◆市内中心部の橋は極力通さないとあるが、一部の地区は避難経路になっているがなぜか。</p>	<p>◇橋北地区の方が全て大橋川を渡ることが一番の渋滞の原因になると考えており、できるだけ橋（宍道湖大橋、新大橋、くにびき大橋）を渡らない経路を設定していますが、一部地区（城西・城北・城東）は橋を通らないとかえって渋滞を引き起こすため、経路の一つとしています。</p> <p>◇なお、松江大橋は耐震性が低く周辺道路も狭いため、通行しないこととしています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-27 参照》</b></p>
<p>◆多くの方が自家用車避難となれば、事故も起きると思うが想定しているのか。</p>	<p>◇長距離、長時間の運転になり、また慣れない道路以外を通ることで平時より事故は多く発生するのではないかと想定しています。ただし、ある程度の渋滞の中で発生するため大きな事故は発生しにくいとも考えています。</p> <p>◇なお、事故が起きた場合は迂回路を設定したり、事故車両を寄せて誘導するなど、警察が対応することになります。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-5 参照》</b></p>

(2) バス避難について

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
◆バスの確保はできるのか。	<p>◇計画では、可能な方は自家用車で避難することとしており、福島事故の例から7割程度の方が自家用車で避難すると想定しています。</p> <p>◇残り3割程度の方はバス避難になり、約6万人分のバスを確保する必要があると考えています。</p> <p>◇これには島根県内のバスだけでは足りないため、中国地方、あるいは他地域から調達する必要があり、県、国に要請していますが、運転手の確保なども含めて、現在国県で検討しているところです。</p>
◆バスの手配にはどの位時間がかかるのか。	<p>◇市内のバスは事態の進展に応じて、路線バスを避難用バスに順次切り替えていく予定ですが、まずはPAZ内の学校等の緊急退避に使用し、次に、発電所に近い所の避難に優先的に配車することになると思います。</p> <p>◇市外からのバスについてはまだきちんとした時間推計はできませんが、発電所でトラブルが発生し、避難の可能性が予測されれば、いち早くバスの手配を開始することになります。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-3 参照》</b></p>
◆バスは誰でも乗ることができるのか。	<p>◇自家用車がある方でも、バスによる避難を望まれれば誰でも乗れます。</p> <p>◇ただし、バスによる長距離移動が困難な方は無理をせず、屋内退避を行いながら別の搬送手段の確保を待っていただきます。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-16, 2-18 参照》</b></p>
◆バスに乗り遅れた人はどうするのか。一時集結所は待てるのか。	<p>◇バス避難者の方は、バスの配車の目処が立ってから集合いただくように広報したいと考えています。乗り遅れても、一時集結所は屋内退避が可能であり、そこで待機いただき次のバスを手配します。</p>

<p>◆バス避難の一時集結所は町別に定められたところに集まるのか。</p>	<p>◇基本的には最寄りの一時集結所に集合していただきます。</p> <p>◇一つの地区で避難先が複数の自治体に分かれる地区は、最寄りの一時集結所へ集合された場合に避難先が異なる場合がありますので、その際には一時集結所の担当者が、乗車するバスについて指示をしますので従っていただきます。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-16 参照》</b></p>
<p>◆指定された一時集結所付近は道路が狭く、バスが長時間止まれないと思うが大丈夫か。</p>	<p>◇一時集結所は全てが敷地内あるいは施設隣にバスが配車できるとは限りません。一時集結所に集合し、バスが着いてから徒歩で速やかに移動いただく場合もあります。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-16 参照》</b></p>
<p>◆一時集結所に集まりバスに並んでいると被ばくすることになるが。</p>	<p>◇一時集結所への参集は、屋外での被ばくを少なくするため、バスの準備ができた段階で集まっていただくよう広報しますので、それまでは自宅で屋内退避をお願いします。</p>
<p>◆自然災害で避難する地区内の一時避難所は一時集結所にならないのか。</p>	<p>◇一時集結所はバス避難を行う際の集合場所であり、まずはバスが配車できることと、徒歩で集合いただくのに可能な距離の場所という観点で、各地区に数カ所選定しています。</p> <p>◇自然災害時に地区で決めてある一時避難所のように、そこで避難生活を送る場所ではありませんので、原子力災害時には一時集結所へ参集していただきます。</p> <p>◇地区の取り組みとして、一旦一時避難所へ集合し、そこから一時集結所へ移動するなど、ルールを決めていただければ活用いただきたいと考えています。</p> <p>◇今後、訓練などで検証し、場合によっては見直すことも必要と考えています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-16 参照》</b></p>

(3) 交通渋滞への対応について

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
◆実際に避難指示が出た場合は交通規制を行うのか。	◇警察においても誘導計画を作っており、市内の要所で誘導を行います。 <b>《本編 2-15 参照》</b>
◆PAZの避難が始まると渋滞で一旦自宅に帰ることができなくなるのではないか。また、緊急車両が入っていけないのではないか。	◇避難には片側車線しか使用しませんので、反対車線で帰宅することは可能であり、緊急車両も入って来れます。
◆水郷祭の時など市内は大変な渋滞になる。多くの人が自家用車避難を想定しているがそれよりも渋滞が激しくなると思うが本当に避難できるのか。	◇渋滞は起きると考えていますが、できるだけ渋滞を緩和するため、避難経路を定めて方向を特定するとともに、地区ごとに段階的避難を行うという計画にしています。 ◇県が実施した避難時間推計においても、一斉に避難するよりも段階的に避難する方が、実際に車に乗っている時間は大幅に減少するという結果が出ています。今後説明会などで、段階的避難への協力をお願いしていきます。 <b>《本編 2-15 参照》</b>
◆松江道など高速道路のゲートは開放されるのか。料金は有料なのか。	◇避難指示がなされた後は、高速道路については料金を徴収せず、ゲートも開放される方向で検討しています。

(4) その他

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
◆自家用車避難なのかバス避難なのかを事前に把握はしないのか。	◇事前に把握をしても、その時の状況によって変わることも想定されますので、今のところは考えていません。
◆JRの活用とか協力依頼を考えているか。	◇JRは災害があった時に点検等により動かない可能性が比較的高いと考えられることから、広域避難の際の基本的な避難手段とは位置づけていません。 ◇使用できれば大量輸送も可能となりますので、状況に応じ可能な限り活用するという計画としています。 <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-16 参照》</b></p>
◆自家用車などはガソリンが無くなる可能性もあるが想定しているか。	◇ガソリンについては県が支援ポイントを設けることとしており、沿線の自治体も含め現在検討されています。 ◇自然災害の発生にも備えて、普段からガソリンの残りが半分を切ったら、給油するようにお願いします。 <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-3 参照》</b></p>



3. 学校・要配慮者の対応について

(1) 学校における対応について

<p>主なご質問、ご意見</p>	<p>市の回答、考え方</p>
<p>◆生徒・児童については、保護者への受け渡しを行うということだが、家庭により仕事をしていたり、いろいろな条件が違うことが想定されるがどうか。</p>	<p>◇どの時間に発生するかわからないため、学校で全員を引き渡せるかどうかはわかりませんが、保護者が迎えに来る前に避難指示が出た場合は、残った生徒・児童は行政・学校が責任を持って避難先へ連れて行き、保護者へ連絡をとり避難先で保護者へ引き渡すこととしています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-23 参照》</b></p>
<p>◆学校を休みにする対策は取っているのか。</p>	<p>◇学校は事故発生から早めの段階で休校にして保護者に迎えにきてもらうこととしていますが、保護者の勤務先にも理解していただく必要があります、今後企業の方にも計画を周知しなければならないと考えています。</p>
<p>◆保護者が生徒児童を迎えに行くということだが、渋滞や規制がかかっている状態で迎えに行けるのか。</p>	<p>◇保護者には、交通規制がかからない早い段階で迎えに来てもらうよう連絡します。迎えに来れなかった場合は行政・学校が責任を持って避難させ、避難先で保護者に引き渡すこととしています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-23 参照》</b></p>

(2) 要配慮者への対応について

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
<p>◆要配慮者の避難は地区の協力をお願いしたいということだが、どのようにするのか。</p> <p>◆時間帯によって家族が離れており、避難すべき高齢者等が忘れ去られたりしないか。</p>	<p>◇災害対策基本法の改正により、自ら避難することが困難な要配慮者の方については名簿を作成することになっており、これを元に市や警察、自衛隊などにより、見回りなど最終的な確認をしていくこととなります。</p> <p>◇地区の方をお願いしたいのは、この確認を効率よく行うためにも、普段から地域の要配慮者の情報を収集していただき、いざというときはその方への声かけや、地区の災害対策本部へ状況報告をしていただきたいと思います。 <b>《本編 3-12 参照》</b></p>
<p>◆避難は長期に及ぶと思うが、避難先自治体の避難所が示されているが、このような避難所で要配慮者の方が長期間避難が可能なのか。</p>	<p>◇要配慮者の方は、避難先においてあらかじめ、多目的トイレや冷暖房設備などが整備された、広域福祉避難所を用意いただいておりますが、重度の要配慮者は1ヶ月を目処に、施設などきちんとした避難先を用意して移ってもらうこととしています。 <b>《本編 2-4 参照》</b></p>
<p>◆高齢者の方で、避難指示が出ているのに、自分は避難したくないと言って拒否された場合どうなるのか。罰則とかあるものなのか。</p>	<p>◇避難指示が出て避難を拒否された場合の罰則はありませんが、将来的に立ち入り禁止区域などに指定されると、罰則の対象になります。</p> <p>◇ほとんどの住民の方が避難されると、物資や水道・ガスなどの供給ができなくなる可能性もありますので、市や警察で避難していただくようお願いしていく考えです。</p>
<p>◆家族が違う地区の施設に入所していた場合、その施設の避難先へ避難することは可能か。</p>	<p>◇施設の避難先へ行かれても良いですが、後で避難先をご連絡願います。 <b>《本編 2-15 参照》</b></p>

#### 4. 避難などの対応について

##### (1) 複合災害の対応について

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
◆発電所での重大事故の原因はどのような想定か。	<p>◇発電所での単独事故も想定していますが、福島のように、地震、津波の可能性もあります。</p> <p>◇原子力規制庁では航空機落下やテロも想定していろいろな対策を取るよう発電所に指示しています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 1-6 参照》</b></p>
◆災害が起きるのは大きな地震があった時だと思うが、橋北地区の人は必ず大橋川の橋を渡らないといけないと思うが、どの橋が残ると考えているか。	<p>◇橋の通過は渋滞の原因になるほか、地震で使えない可能性もあるため、計画ではできるだけ橋を使わないことにしています。</p> <p>◇耐震性がある宍道湖大橋とくにびき大橋は使える想定としています。新大橋については一部地域の避難経路にしていますが、地震が発生した場合は、使用の可否を判断し、使えない場合はくにびき大橋又は宍道湖大橋を代替経路にする予定としています。大橋は元々使わないこととしています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-5 参照》</b></p>
◆地震があつて通行が不可能な場合、迂回路はどのように考えているか。	<p>◇この計画の基本方針として、道路が地震等で損壊した場合は、まずは復旧に努めます。復旧が難しければ迂回路を設定して誘導することとしています。どの道路のどの場所が損壊するかを想定することは難しいと考えており、場所に応じて、近くに迂回路があれば設定し、土砂崩れなどの場合で片側車線だけでも通行できれば対応するなど、警察や道路管理者が誘導など対応すると考えています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-5 参照》</b></p>

<p>◆津波が来たら車は全然動かないし、車ごと波にのまれていく。この計画は原発事故に限っての話か。</p>	<p>◇自家用車で遠くの避難先へ行くというのは原発事故に限った計画です。津波が来たらまずは車ではなく徒歩で高いところへ逃げてください。</p> <p>◇津波の恐れがなくなった後、自家用車で避難できる方は避難していただき、避難手段がない方は、残った建物などで屋内退避を実施しながら指示を待っていただきます。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-4 参照》</b></p>
<p>◆松江市内は橋が多いが、地震が起きたとき大丈夫か。</p>	<p>◇避難経路に当たる橋については耐震性の確認を行っていますが、実際に地震が起きた時は、まずは避難経路の確認を行い、通行できない場合は迂回路を設けるなど、避難経路の確保に努めます。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-5 参照》</b></p>
<p>◆津波が来ると、県西部の避難先自治体は大丈夫なのか。</p>	<p>◇津波も含め、避難先が被災していた場合には、速やかに代替の避難先を設定して広報することになります。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-4 参照》</b></p>

(2) 防護措置を行う区域の設定などについて

<p>主なご質問、ご意見</p>	<p>市の回答、考え方</p>
<p>◆ P A Z（発電所から概ね5 km圏内）とU P Z（発電所から概ね5～30 km圏内）の境界になるが、P A Zの人はいち早く逃げて、我々U P Zの人は屋内退避を行うのか。</p> <p>◆ 同じ地区にP A ZとU P Zがある場合、別々の対応になるのか。</p>	<p>◇ P A ZとU P Zは放射性物質が放出されたときの放射線の影響が異なります。P A Zの範囲は大量の放射線を浴びることによる急性障害を避けるために設定しており、規制庁のシミュレーションや国際的な基準を基に概ね5 kmの町単位（一部は道路で区切る）で定めています。</p> <p>◇ 従って、P A Zは放射性物質が放出される前に避難を実施し、U P Zは屋内退避を実施しながら、放射性物質放出後に、基準以上の数値が計測された地区は避難を実施することになります。</p> <p>◇ ただし、P A Zの避難がスムーズに行けば、早めにその外側についても避難を行うこともないと想定しています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 1-3, 2-2 参照》</b></p>
<p>◆ 事故は段階を追って進展する想定になっているが、実際には福島のように早く事態が進むのではないか。その場合どうするのか。</p>	<p>◇ 福島の事故を例にとると、地震が発生した後、発電所の敷地内で比較的高い放射線量が計測されるまでに約20時間かかっており、島根原子力発電所においては、その後いろいろな安全対策を行っているため、それよりは時間があるのではないかと考えています。</p> <p>◇ ただし、想定より早い時間で事態が進展することも考慮しておく必要がありますので、状況に応じて適切な防護措置を決定し周知します。</p>
<p>◆ 500マイクロシーベルトを超える地域は避難指示をするとはどういうことか。</p>	<p>◇ 放射性物質が放出されると、モニタリングポストなどで実際の放射線量を測定し、放射線の影響が高い地域を優先して避難指示を行います。</p> <p>◇ 基準として1時間あたり500マイクロシーベルトを超えた地域は避難を実施し、2</p>

	<p>0 マイクロシーベルトを超えた地域は概ね1週間以内に避難を実施することになります。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 1-11 参照》</b></p>
<p>◆UPZの地域は原子力災害が発生し500マイクロシーベルトを超えた地域は避難を始めるということだが、重大事故の発生時点で子ども、老人を早めに避難させることはできないのか。</p>	<p>◇重大事故発生段階での避難は考えていませんが、乳幼児、子どもは一般の方よりも放射線の影響を受けやすいと言われていいますので、子ども、妊産婦の方などは地域の中でも早めに行動することを基本に考えています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-2 参照》</b></p>
<p>◆PAZが動き出すと、UPZの人でも避難してしまうと考えられるが、その際UPZの避難先は用意されていないのか。</p>	<p>◇PAZの避難の段階ではUPZの受入の準備は開始されますが、避難所は開設されません。</p> <p>◇まだ避難の必要のない方が一斉に避難すると、大変な渋滞が発生し、早めに避難が必要なPAZの方が5km圏外に出ることができなくなります。</p> <p>◇また、県が行った避難時間推計でも、一斉避難すると、車での移動時間が大幅に増えるという結果が出ていますので、落ち着いて段階的に避難いただきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-2 参照》</b></p>

(3) 風向きの影響について

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
<p>◆放射性物質は風によって広がる。松江は特に冬季は北西の風が強いなどと言われているが、風向きを考慮して避難指示を行うのか。</p>	<p>◇松江気象台の観測では、年間を通じてあらゆる方角からの風向きを記録しており、また、1日の中で風向きが変わる日もよくあります。</p> <p>◇計画では、風向きなどによって放射性物質の拡散を予測するのではなく、モニタリングポストなどにより、実際の放射線量を測定し、一定以上の放射線量を超えた地域に対し、避難指示を行っていくこととしています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 1-11 参照》</b></p>
<p>◆地形や風向きによって、同心円状のPAZよりもある方角のUPZの地域に影響が大きい可能性があるがどのように考えているのか。</p>	<p>◇風向きは1日の間に変わることもあり、PAZの5km圏までは放射線による影響が大きいため、風向きは関係なくまずは放射性物質が放出される前に避難することとしています。</p> <p>◇UPZについては放射性物質放出後、実際に放射線量を測定し、影響の大きいところから段階的に避難指示を出すこととしています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 1-3, 1-11 参照》</b></p>
<p>◆風向きによっては、避難先となる自治体も放射線量が高くなる可能性があると思うが、避難先の変更も検討しているのか。</p>	<p>◇避難先は30km圏外といってもかなり外側に設定をしており、避難できなくなるほど汚染されてしまうことは考えにくいので、風向きなどで避難先を変更することは考えていません。</p>
<p>◆風向きによっては、避難経路が放射線量が高い可能性があるが、そのようなところを避けて避難するのか。</p>	<p>◇避難経路については、できるだけ渋滞を緩和するために定めたものであり、できるだけ速やかに安全な地域へ避難することが重要ですので、基本的には定めている経路で避難していただきます。</p> <p>◇避難経路の放射線量が高く危険だという判断がなされれば、ルートを変更してお知らせします。</p>

(4) 安定ヨウ素剤について

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
◆安定ヨウ素剤はどのタイミングで服用するのか。	<p>◇避難指示とは別に、安定ヨウ素剤服用の指示が出ますので、この指示に従って服用します。</p> <p>◇ヨウ素剤の効果は服用してから24時間程度しかなく、早く飲み過ぎても遅くても効果が低減しますので、指示に従って服用していただきます。</p> <p>◇安定ヨウ素剤は、確率は低いですが副作用が発生する可能性があり、飲めない方もありますので、そういう方は早めに避難することになります。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-25 参照》</b></p>
◆以前は安定ヨウ素剤は40才未満が服用することになっていたはずだが。	<p>◇基準が変わって、従来は配布の必要がなかった40才以上の方でも希望されれば配布することになりました。</p>
◆安定ヨウ素剤はどこで配布されるのか。	<p>◇現在の計画では、事故後に緊急配布することとしており、各地区に設定された一時集結所において、事故が発生した後の避難など防護措置の必要がない早い段階から配布を始めることとしています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-25 参照》</b></p>

5. 市の災害対応について



(1) 市の災害体制について

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
◆災害が発生し避難指示が出た場合、市の災害対策本部はどこかへ移転するのか。	<p>◇全市的な住民避難が概ね完了するまで、市の対策本部は現在の市役所で避難への対応に当たります。現在、放射性物質を遮断し、1週間程度踏みとどまることができるような防護対策工事を行っているところです。</p> <p>◇避難が開始されると、職員は随時避難先の業務に切り替えていきます。</p> <p>◇住民避難が完了すれば、避難先の自治体と連携して避難先での行政サービスに対応することになりますが、市役所本体の移転先についてはまだ決まっていません。</p>
◆何人の職員が災害対応にあたるのか。	<p>◇市の全職員で対応しますが、市職員だけでは人数が足りないため、島根県、警察、自衛隊などと協力して対応にあたります。</p>
◆地区の対応はどのようにすればよいか。	<p>◇自然災害と同じく、地区に災害対策本部を設置します。</p> <p>◇初期の段階では、地区の団体の方などにも、避難に備えた準備などの協力をいただくこととしていますが、避難指示がなされたら、市職員が地区の災害対応業務を順次引き継ぎ、一般の住民の方は避難いただくことにしています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 3-10 参照》</b></p>

(2) 事故発生後の住民への情報提供について

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
<p>◆発電所で事故が起きたら中国電力が国へ通報するとのことだが、住民へはどのように情報が来るのか。</p>	<p>◇事業者が国に事故の通報をする場合は、同じ情報が県、市にも通報される他、報道機関にも情報提供が行われます。事故の状況について適宜、市から防災スピーカや防災メールなどで全市にお伝えしますが、テレビ・ラジオなどでも放送されることとなります。</p> <p>◇屋内退避や避難の指示は、他にも広報車などいろいろな媒体を使ってお知らせします。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-7 参照》</b></p>
<p>◆停電になった場合、テレビ、ラジオは使えない。防災無線は本当に動くのか。</p> <p>◆電話は不通にならないのか。</p>	<p>◇防災無線のスピーカはバッテリーを備えています。停電すればテレビは見れないかもしれませんが、携帯ラジオは非常に役に立ちます。また、メールや広報車など状況に応じて対応することとしています。</p> <p>◇個人の電話はつながりにくくなる可能性がありますので、家族の中でいざという時のために避難のルールを確認しておくことをお願いします。</p>
<p>◆避難指示などの際には、市から具体的な指示、いつ頃までに避難しなさいというような指示をするのか。</p>	<p>◇市内一斉に指示が出るのではなく、放射線量を測定して避難地区を決めて、具体的な指示を出すように考えています。</p> <p>◇あらかじめ屋内退避をしていただき、該当する地区に広報車等を使って重点的にお知らせすることになると考えています。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 2-8 参照》</b></p>
<p>◆最初の情報が入ったら、ずっとテレビやラジオを見たり聞いたりしないといけないのか。</p>	<p>◇何か状況の変化があればいろいろな方法でお知らせすることにしていますので、できるだけ情報が入る態勢にしていきたいと考えています。</p>
<p>◆事故が起きると誤報も飛び交</p>	<p>◇正しい情報をお伝えすることが一番重要と考えています。原子力災害は五感に感じる</p>

<p>うと思うので、しっかり情報を伝えて欲しい。</p>	<p>ことができないので、国、県、市の災害対策本部からの情報に従っていただきます。  <b>《本編 2-7 参照》</b></p>
<p>◆屋外スピーカはよく聞こえないが、役立つのか。</p>	<p>◇屋外スピーカの音量を普段の放送では小さくしていますが災害時には最大の音量でお知らせすることになります。  ◇今後、防災訓練で最大音量を使用するなど、確認していきたいと考えています。</p>

6. その他の質問について

主なご質問、ご意見	市の回答、考え方
◆事故の状況に応じて段階的に指示が出るということだが、それぞれの程度の時間を予想しているのか。	<p>◇時間的経過については状況により違うため、どの位の時間がかかるかということは一概には言えません。</p> <p>◇福島を例にとると、地震が発生した後、発電所の敷地内で比較的高い放射線量が計測されるまでに約20時間かかっており、島根原子力発電所においては、その後いろいろな安全対策を行っていますので、それよりは時間があるのではないかと考えています。</p> <p>◇ただし、想定より早い時間で事態が進展することも考慮しておく必要はあります。</p>
◆避難時間はどれくらいかかるのか。	<p>◇県が行った避難時間推計では、特定の条件を設定していますので、確実な数字ではありませんが、30km圏外へ出るまでの時間が、30km圏内の方が一斉に避難した場合は約22時間かかり、段階的に避難した場合は約28時間かかるという結果が出ています。</p> <p>◇一方で、避難を開始してから車に乗っている時間は、一斉避難の場合最長で約20時間、段階的避難の場合最長で約8時間という結果も出ており、車での移動中の被ばくを軽減するためにも、避難指示に従って、段階的避難をお願いします。</p>
◆避難指示が出てから、実際にどれくらいの間避難を行うのか。	<p>◇UPZでは、実際の放射線量を測定し、一定の数値を超えると避難指示を出すこととなりますが、一時間あたり500マイクロシーベルトを超えて避難指示を出す場合はできるだけ早く避難していただきますが、20マイクロシーベルトを超えて避難指示を出す場合は、概ね1週間以内を目処に避難していただきます。 <b>《本編 1-11 参照》</b></p>
◆仕事で市外にいた時に事故が起こったら、家に帰った方がよ	<p>◇福島を例にすると、帰宅していただく時間はあると考えています。一旦帰宅して、自宅の地区に出る指示に従っていただきます。</p>

<p>いのか。</p> <p>◆勤務先に居る場合、勤務先の地区の避難先へ行くのか、自宅の避難先へ行くのか。</p>	<p>◇できるだけ早めの対応が可能になるよう、今後商工会議所や商工会などを通じて、企業にも理解を求めていきたいと考えています。</p>
<p>◆避難する際に鍵は掛けるが、確認の見回りをしてもらえるか。</p> <p>◆福島のように、皆が避難してしまうと、不審者が入ってくる。避難後の治安はどうなるのか。</p>	<p>◇避難できなかった人などが残っていないか、市の職員や消防、警察、自衛隊などが確認に行き、戸締まりの確認も行います。</p> <p>◇最終的に立入り制限が行われると、警察がゲートを設けて許可の無い人は入れないようにします。また、定期的にパトロールも行われると考えています。</p>
<p>◆地区住民説明会だが、本日の説明会では参加者が非常に少ない。計画は市民全員が知っていないとだめだと思うが、今後どのように周知していくのか。</p>	<p>◇避難計画について地区別のパンフレットを作成し6月に各家庭に配布しましたが、このような説明会で丁寧に説明することが必要と考えています。</p> <p>◇今後は各町内会単位などで出前講座という形で説明したいと考えており、町内で集まる機会があれば、伺わせていただきます。</p>
<p>◆島根原発は停止しているが、この計画が必要なのか。</p>	<p>◇この計画は、福島事故の直後から、松江市で同様の避難指示が出た場合に備えて、避難先自治体、市内部、関係機関と協議して作成したものであり、今年の3月に作成したものです。</p> <p>◇島根原発が運転していなくても、発電所内には使用済み燃料がありプールで冷やし続けている状態です。使用済み燃料があると発電所で事故が起きた場合原子力災害に至る可能性がありますので、計画は必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>《本編 序-2 参照》</b></p>